資料3

「条例基準等の見直し」に係る対応方針(案)

バリアフリー法について

ロ バリアフリー法の概要

- > バリアフリー法では、床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物において、建築行為が行われる際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付け
- ▶ 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の基準だけでは目的を十分に達成できないと認める場合に、委任条例を制定することができる

バリアフリー法・政令

【規定されている内容】

- ・特別特定建築物の用途
- ·義務対象規模(2,000㎡)
- ·建築物移動等円滑化基準(義務)
- ·審查方法(建築基準関係規定)



委任 条例

大阪府福祉のまちづくり条例

【委任内容】

- ・特別特定建築物の用途の追加
- ·対象となる建築物の規模の引き下げ
- ・基準の付加

個別項目の対応方針(案)

令和5年に開催された福祉のまちづくり勉強会で出た項目ごとに、<u>条例基準等への反映を検討するもの</u>、<u>条例</u> <u>ガイドラインへの追記を検討するもの</u>、<u>バリアフリー情報の発信等ソフト施策を検討するもの</u>に分類。

	R5勉強会で出た項目	対応方針(案)	考え方
小	規模店舗		
	出入口	・条例基準等の見直し	・実態等を整理の上、条例対象規模の引下げ等を検討
	2階建て店舗(コンビニ)	・条例ガイドライン ・ソフト施策の充実	・条例ガイドラインの普及啓発 ・バリアフリートイレマップの充実化等による探しやすい環境整備
	内装	・条例ガイドライン	・条例ガイドラインの普及啓発
共同住宅(駐車場)		・条例基準等の見直し	・実態等を整理の上、条例基準への付加等を検討
 	<u>ا</u> ل		
	フラッシュライト	・条例基準等の見直し	・実態等を整理の上、条例基準への付加等を検討
	大人用介護ベッド	・条例基準等の見直し	・実態等を整理の上、条例対象規模の引下げ等を検討
劇場等における車椅子使用者 用客席・条係		・条例基準等の見直し	・実態等を整理の上、条例基準への付加等を検討(バリアフリー法政令改正への対応を含む)
大阪・関西万博での取組・・条例ガイドライン・ソフト施策の充実		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・万博に向けて実施された取組等を検証した上で、レガシーとしての 施策を検討

検討項目 小規模店舗

検討内容

小規模店舗の出入口までの段差の解消

【ご意見】

・小規模店舗においても 道路から出入口までの 段差の解消が進むよう、 義務対象規模の引き下 げ等の検討が必要

2階建て店舗(コンビ ニ)のバリアフリー化

【ご意見】

・バリアフリートイレを2 階に配置するといった、 車椅子使用者が利用で きない形態の店舗が広 まらないようにしてほ しい

検討の方向性

【方向性-1】 小規模店舗の出入口までの 段差の解消を促進する

1 条例対象規模の見直し

・出入口部分における段差の解消を求める規模について、<u>整備実態</u>や、<u>建築計画に与える影響、建築コスト</u>等を踏まえ見直しを検討する

【方向性-2】 バリアフリートイレの適切な配置を 促進する

2 誰もが利用できる施設整備の促進

・ 誰もが使いやすい施設整備を促進する ため、設計者、事業者に対して条例ガイド ライン(R5.5改訂版)の普及啓発を進め る

> 【方向性-3】 利用可能なトイレを探しやすい 環境整備を促進する

3 バリアフリー情報発信の促進

・ 利用者が探しやすくなるよう、情報発 信の方法や内容の充実化を検討する

対応方針(案)

1 小規模店舗に係る対象規模の引き下げ

現 行 飲食店、物販店舗、サービス店舗について、床面積200㎡以上を条例の義務付け対象規模としている

対応案 道等から主要な出入口までの段差の解 消について、義務付け対象規模の引き 下げを検討 等

2 誰もが利用できる施設整備の促進

現 行 便房の配置に関する配慮事項等を条 例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 条例ガイドラインに係るわかりやすい 解説動画の配信など、設計者や事業者 に向けて、さらなる普及啓発を推進

3 バリアフリー情報発信の促進

現 行 バリアフリー情報の府HPへの掲載や、 公共施設のバリアフリートイレマップ を作成・公開

対応案 バリアフリートイレマップの更なる充実化(民間施設への拡充)を検討

検討内容

検討の方向性

対応方針(案)

店舗内の内装等のバ リアフリー化

【ご意見】

・物販店舗のレジカウン ターの幅や、飲食店の 可動式の座席の基準な どを、条例で位置づけ してほしい 【方向性-4】 誰もが利用しやすいお店づくりを 促進する

4 店舗内部の環境整備

・<u>設計の工夫や店舗運営者の配慮</u>で促進が可能であることから、条例ガイドラインの着実な普及啓発を図る

4 店舗内部の環境整備

現 行 小規模店舗における配慮事項等を条 例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 誰もが利用しやすい店舗内の環境整備を図るため、条例ガイドラインのさらなる普及啓発を推進

- ・事業者・設計者団体と連携した講習会
- ・条例ガイドラインの解説動画 等



段差なく入店できる店舗の出入口



幅員が確保されたレジカウンター(対面配列)

1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

□現行の基準

対象規模(床面積)	福祉のまちづくり条例	条例ガイドライン
200㎡以上	▶ 条例基準※への適合を義務化 ※移動等円滑化経路上に段を設けない 等	▶ 小規模店舗を対象としたガイドラインを新た に追加(令和5年5月)
200㎡未満	▶ 条例基準への適合を努力義務化(事前協議*を通じたバリアフリー化) ※一部の用途・規模に限る	▶ 設計者等への周知を通じて、バリアフリー化 を促進

□ 他の自治体における条例(法委任条例)の内容

▶ 「建築物の主たる出入口までの移動等円滑化経路上の段差の解消」に係る、他自治体の委任条例の内容

	大阪府	<u> 兵庫県</u>	京都府	東京都	<u>鳥</u> 耳	<u>双県</u>
対象用途	物販店・飲食店・ サービス店舗等	物販店・飲食店・ サービス店舗等	物販店・飲食店・ サービス店舗等	物販店・飲食店・ サービス店舗等	物販店・ 飲食店等	サービス店 舗
対象規模	200㎡以上	<u>100㎡以上</u>	1,000㎡以上	500㎡以上	<u>100㎡以上</u>	<u>50㎡以上</u>

□ 他の自治体のヒアリング結果

兵庫県	鳥取県
 ▼成8年の条例改正より基準対象規模を100㎡以上としている 現状、基準が厳しすぎるといった運用上の問題は生じていない ただし、原則、既存施設は条例の適用除外として運用(例えば、用途変更を行う場合には、道等から出入口までのバリアフリー化を義務付けていない) 	 平成28年の条例改正により、小規模店舗の基準適用規模を 100㎡以上とし、令和3年の改正でさらにサービス店舗を50 ㎡以上に引き下げた。 既存施設の用途変更に際しては一定の緩和措置を規定して いる。

- 1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する
- 口 対応方針

検討の方向性

▶ 府内の小規模店舗の出入口までの<u>段差の実態</u>や、敷地が狭小な場合等での<u>建築計画に与える影響</u>、 建築コスト等を精査し、条例対象となる規模の見直しを検討

他の自治体の状況

□委任条例の内容

- ▶ 兵庫県、鳥取県において、<u>大阪府よりも義務付け対象規模を引下げている</u>が、<u>基準が厳し</u> すぎて出店できないといった支障は把握されていない
- ▶ ただし、いずれの自治体でも<u>既存施設への適用については、柔軟な対応が図られている</u>

対応方針(案)

- ▶ 道等から主要な出入口までの段差の解消について、義務付け対象規模の引き下げを検討
 - ⇒現在実施中のバリアフリー実態調査結果等を踏まえ、対象規模などについて具体的な水準を検討
- 既存施設では物理的な改修工事を行うことが困難な場合が想定されることから、店舗の入れ替え等のタイミングを捉えたバリアフリー改修の促進や可搬式スロープや人的対応などのソフト対応等の普及を図るため、条例ガイドラインの普及啓発を着実に進める

2 バリアフリートイレの適切な配置を促進する

4 誰もが利用しやすいお店づくりを促進する

検討の方向性

▶ 設計者、事業者に対して条例ガイドライン(R5.5改訂版)の普及啓発を促進する



対応方針(案)

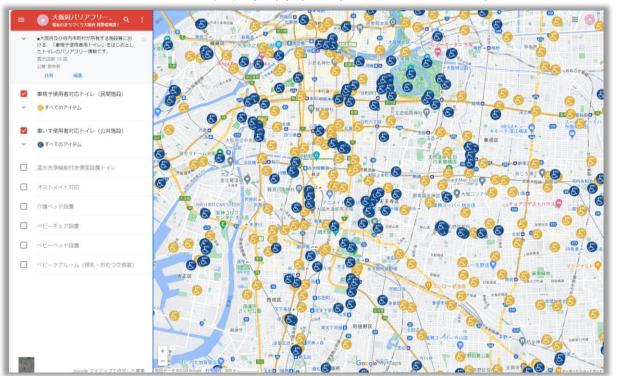
▶ わかりやすい解説動画の配信など、<u>条例ガイドラインの更なる普及啓発</u>を推進

3 利用可能なトイレを探しやすい環境整備を促進する

検討の方向性

▶ 利用可能なバリアフリートイレを探しやすくなるよう、情報発信の方法や内容の充実化を検討する

【取組の例】バリアフリートイレマップの充実化(令和6年9月リニューアル)



対応方針(案)

▶ 令和6年9月にリニューアルした<u>バリアフリートイレマップの更なる充実化(民間施設の拡充)</u>等を検討する

検討項目 共同住宅(駐車場)

共同住宅(駐車場)

検討内容

共同住宅の駐車場のバリアフリー化

【ご意見】

・一定規模以上の共同住宅については、車椅子の方が使える駐車場が設けられることが望ましい

検討の方向性

【方向性-1】 共同住宅に設ける駐車場の バリアフリー化を促進する

1 普及方策の検討

・ 共同住宅において幅の広い駐車区画の 整備を促進するため、実態把握や課題整 理を行った上で、普及方策を検討する

対応方針(案)

1 普及方策の検討

現 行 規定なし

対応案 事業者へのヒアリング等を通じて、実 態把握や課題整理を行った上で、幅の 広い駐車区画の整備の義務化等を検 討等

個別項目④ 共同住宅(駐車場)

1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

□ 共同住宅における車椅子使用者用駐車場の整備実態に関する調査

(n=31/令和3~5年度に竣工した50戸以上の共同住宅(一般社団法人不動産協会 関西支部協力)

	物件	数(A)	車椅子使用者用	=0.000 0
総駐車台数		うち機械式駐車場の みの物件を除く(B)	駐車区画が設置 された物件数 (C)	設置割合 C/B
50台以下	18	10	1	10%
51~100台以 下	5	4	0	0%
101台~	8	6	3	50%

- 整備される駐車場が機械式駐車場のみの場合には、車椅子使用者用駐車区画が設置されていない(機械式駐車場で対応する製品が少ないことが要因と考えられる)
- ■「利用希望者が現れた場合は明け渡す」ことを条件として、一般居住者に貸し出すといった 柔軟な運用の事例が見られた

共同住宅(駐車場)

1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

口 対応方針

検討の方向性

共同住宅において幅の広い駐車区画の整備を促進するため、実態把握や課題整理を行った上で、普及方 策を検討

府内の共同住宅に おける整備状況

□車椅子使用者用駐車場の整備

- ➢ 総駐車場台数が100台以下の物件では、車椅子使用者用駐車区画を設置している割合が極めて低く、100台を超える物件では設置割合が増加
- ▶ 車椅子使用者が未入居の場合、「利用希望者が現れた場合は明け渡す」ことを条件として、 一般居住者に貸し出すといった柔軟な運用の事例が見られた

対応方針(案)

- ▶ 駐車台数の多い大規模な共同住宅においては、車椅子使用者等の入居も十分に想定されることから、機械式駐車場における課題など引き続き事業者側にヒアリングを行い、課題整理等を行った上で、幅の広い駐車区画の整備の義務化を検討
- ▶ <u>当該区画を必要とする車椅子使用者等が不在(未入居)の場合の運用方法</u>について事例収集・整理を行い、<u>ガイドラインへの反映等を検討</u>

検討項目 トイレ(フラッシュライト)

検討内容

検討の方向性

対応方針(案)

設置を要する規模

【ご意見】

【ご意見】

・トイレ内に、非常時に聴 覚障がい者が警報を認 知できるよう、フラッ シュライトの設置を進 めるべき

設置位置への配慮

・フラッシュライトを設置

する場合は、トイレ内の

どこからでも見えるよ

うに配慮が必要

【方向性-1】 フラッシュライトの設置数を増やす

1 フラッシュライトの設置の促進

・ フラッシュライトの設置について、条例 ガイドラインの普及啓発を図るとともに、 <u>整備実態や建築コスト</u>等を踏まえ、設置 促進に向けて条例基準の見直し等を検 討する

【方向性-2】

フラッシュライトの設置位置等への 配慮を促す

2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

・ フラッシュライトを設置する際の適切な 設置位置を示す等、整備時等における配 慮すべき事項を検討する

1 フラッシュライトの設置の促進

現 行 条例ガイドラインに望ましい基準として 掲載(R5.5改訂版)

<u>対応案</u> ・条例ガイドラインのさらなる普及啓発 の実施

・フラッシュライト設置の義務化の検討

2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

現 行 条例ガイドラインに解説(便房の戸を 閉じた状態でも識別できる位置に設置 すること)を掲載(R5.5改訂版)

対応案 望ましい設置位置等について、具体 的な事例等を含めて、条例ガイドライ ンへの追記を検討

16

1 フラッシュライトの設置数を増やす

ロ フラッシュライトとは

- 光警報装置とは、自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置から発せられた信号を受信して、 <u>光により火災の発生を報知するもの</u>
- 聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが困難な場所では、音のみの警報では認知できず、 避難の遅れにより命に係わる恐れがある

天井設置用 光警報装置(一例)



出典:光警報装置のおすすめ (一般社団法人日本火災報知器工業会発行)





出典:高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準 (国土交通省発行)

ロ フラッシュライトに係る基準

消防庁	国土交通省	大阪府
□ 光警報装置の設置対象物、設置場所、構造 及び性能等について、より効果的な設置方 法を記載	■ 望ましい整備 としてフラッシュライトの設置を記載	□「便所及び便房内では <u>聴覚障がい者に非</u> 常警報がわかるよう、フラッシュライト等の 光警報装置を設ける」ことを望ましい整備
※光警報装置の設置に係るガイドライン(H28)	※建築設計標準(R3.3改訂)	として追記 ※条例ガイドライン(R5.5改訂)

1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ 便所内へのフラッシュライトの整備実態調査

府内で過去10年間に新築や改修工事が行われた建築物のうち、床面積1,000㎡以上の一定用途の建築物を対象にアンケート調査を実施(n=246)

延床面積	施設数(施設)	内、フラッシュライ 施設数 一部のトイレ	トを設置している (施設) 全部のトイレ	設置率 (%)
	(加巴西文)	に設置	主部のドレールに設置	(70)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	62	1	2	4.8%
2,000㎡以上 3,000㎡未満	36	2	1	8.3%
3,000㎡以上 5,000㎡未満	43	2	1	7.0%
5,000㎡以上 7,000㎡未満	29	1	1	6.9%
7,000㎡以上 10,000㎡未満	25	2	0	8.0%
10,000㎡以上	51	5	6	21.6%

ロ フラッシュライトの設置に係る建築コストの試算

府内自治体の建築実績をもとに、フラッシュライトの設置に係るコストを試算

	構造·延床面積	契約額	内、光警報装置の 設置費用(概算)	全体契約額に 占める割合(%)	トイレ数
施設A	鉄骨造5階建て 約19,000㎡	約88億4,103万円	約324万円	0.037%	42
施設B	RC造3階建て 約1,300㎡	約7億6,284万円	約98.7万円	0.129%	9
施設C	RC造3階建て 約1,500㎡	約8億4,062万円	約48.3万円	0.057%	9
施設D	RC造4階建て 約3,800㎡	約14億5,000万円	約105.7万円	0.073%	13

1 フラッシュライトの設置数を増やす

検討の方向性

条例ガイドラインの普及啓発を図るとともに、整備実態や建築コスト等を踏まえ、設置促進に向けて 条例基準の見直し等を検討する

整備実態 【調査結果より】	 □ 府内の整備実態について ※ 聴覚障がい者が安全に避難するために必要な設備として、消防庁ガイドライン(H28)、国土交通省の建築設計標準(R3)、大阪府条例ガイドライン(R5)と段階的にガイドラインが整備されてきたところ。 ※ 10,000㎡未満の建築物においてフラッシュライトが設置されている施設の割合は10%未満の状況。 ※ 10,000㎡を超える大規模な建築物では、21.7%の施設で設置が進んでおり、一定程度
設置に係る コスト 【公共施設の設置 事例より】	 の広まっていることが確認できるものの、引き続き普及を進めていくことが必要。 □ 府内自治体における設置事例について ▶ 全てのトイレにフラッシュライトを設置した場合でも、設置費用は工事費全体の0.03%~0.13%程度。 ▶ とりわけ10.000㎡を超える大規模な建築物では、コストに係る負担感は相対的に小さい。 ▶ ただし、既存施設の改修の際には、物理的・経済的な負担が大きくなることが想定される。

対応方針(案)

- ▶ まずはフラッシュライトの普及を加速化するため、昨年度改訂した条例ガイドラインの普及などさらなる問知を実施
- ▶ 現状、フラッシュライトの普及がまだまだ不十分であること、設置に係るコストの負担感は相対的に小さいものの、大規模な建築物では数百万円程度の設置負担が想定されることなど設置の義務化には課題があるものの、引き続き設計者へのヒアリング等を通じて課題整理を行い、検討を進める。

2 フラッシュライトの設置位置等への配慮を促す

検討の方向性

▶ フラッシュライトを設置する際の適切な設置位置を示す等、整備時等における配慮すべき事項を検討する

■フラッシュライトの設置位置



便房ごとに設置されたフラッシュライト

■フラッシュライトの案内



フラッシュライトの案内

対応方針(案)

- ▶ トイレ利用者にとって見やすい<u>設置位置や設置の目的、フラッシュライト以外の方法やソフト施策等に</u> ついて、配慮された事例等を収集し、条例ガイドラインへの追記を検討
- ▶ 併せて、便所以外への設置について望ましい設置場所等の追記も検討

検討項目 トイレ (大人用介護ベッド)

検討内容

検討の方向性

対応方針(案)

1 大人用介護ベッドの設置を要する

設置を要する規模

【ご意見】

・大人用介護ベッドの設 置数を増やすため、設 置義務のかかる規模を 見直すべき

【方向性-1】

大人用介護ベッドの設置数を増やす

1 設置を要する規模の見直し

・大人用介護ベッドの設置を要する規模 について、<u>整備実態や建築計画に与える</u> 影響等を踏まえ、見直しを検討する

規模の見直し
現 行 床面積10,000㎡以上の建築物について、便所への大人用介護ベッドの設

置(1以上)を義務付け

対応案 義務付け対象となる床面積の基準の 引き下げを検討 建築物の規模(面積)に応じた複数設 置の義務化を検討

ベッドの長さ

【ご意見】

- ・条例基準(120cm)で は不十分
- ・長さ150cmでも使い にくい場面がある

【方向性-2】

使いやすい大人用介護ベッドを増やす

2 長さに係る基準の見直し

・ 大人用介護ベッドの長さに係る基準について、メーカーの供給実態や、建築プランの比較等を踏まえ基準の見直しを検討する

2 大人用介護ベッドの長さに係る 基準の見直し

現 行 義務:120cm以上

望ましい整備:150~180cm程度

対応案 ベッドの長さに係る条例基準の見直 しを検討

大人用介護ベッドの 設置場所の情報発信

【ご意見】

・大人用介護ベッドの設置場所を、フロアマップやインターネット等での表示、情報発信を進めるべき

【方向性-3】 大人用介護ベッドを探しやすい 環境を整備する

3 設置場所に係る情報発信の促進

介護ベッドの設置場所について、利用 者にとってわかりやすく伝わる情報発信 の方策を検討する

3 大人用介護ベッド設置場所の 情報発信を促進

現 行 規定なし

対応案 対応案 報発信を行う望ましい手法について、 条例ガイドラインへの追記を検討 介護ベッドの設置場所について、案 内設備への表示の義務化を検討

□ 他の自治体における条例(法委任条例)の状況

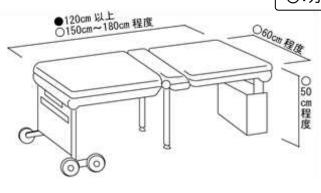
	大阪府	練馬区	[区 鳥取県	
用途	全ての特別特定建築物	全ての特別特定建築物	劇場、集会場、物販店、ホテル、 体育館、遊技場、博物館	特別支援学校、 病院、保健所等の官庁署施設
対象規模	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	0m以上

- > ベッドの大きさに関する規定を義務化している自治体は大阪府のみ(長さ120cm以上)
- ▶ <u>国の建築設計標準、鳥取県、練馬区のマニュアル等及び府条例ガイドライン</u>では、<u>長さ150</u> ~180cmを推奨

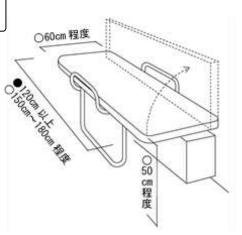
【府条例ガイドラインより】

●:条例基準

〇:ガイドラインの望ましい整備



短辺方向に折り畳む大型ベッド



長辺方向に折り畳む大型ベッド

1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 便所内への大人用介護ベッドの整備実態調査

府内で過去10年間に新築や改修工事が行われた建築物のうち、床面積1,000㎡以上の一定用途の建築物を対象にアンケート調査を実施

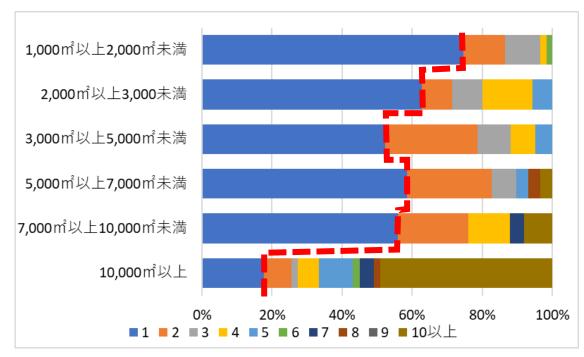
【規模別大人用介護ベッドの設置数】

条例の義務<u>対象外</u>の施設(10,000㎡未満) を集計(n=195)

延床面積	施設数(施設)	内、ベッド 設置 施設数 (施設)	設置率 (%)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	62	12	19.4%
2,000㎡以上 3,000㎡未満	36	5	13.9%
3,000㎡以上 5.000㎡未満	43	5	11.6%
5,000㎡以上 7,000㎡未満	29	9	31.0%
7,000㎡以上 10,000㎡未満	25	6	24.0%

【規模別車椅子使用者用便房の設置数】

施設内に設置している車椅子使用者用便房の数ごとに分類(n=246)



1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

検討の方向性

▶ 府内の大規模店舗等の大人用介護ベッドの普及度合や、便房内のスペースに与える物理的な影響を 精査し、条例に規定している基準の見直しを検討

設置実態【調査結果より】	□設置対象規模について → 建築物の規模が大きいほど、大人用介護ベッドが設置されている施設の割合が増加傾向 → 特に5.000㎡以上10000㎡未満の建築物では、大人用介護ベッドの設置率が約24% ~約30%。条例による義務化対象でない施設においても設置が広がっている □複数設置について → 建築物の規模が大きくなるほど、車椅子使用者用便房の設置数が増加する傾向 → 特に、10.000㎡以上の建築物に限れば、その約80%の施設で車椅子使用者用便房が複数設置されており、大人用介護ベッドを複数設置する物理的な余地が見込まれる → 10,000㎡未満の建築物では、車椅子使用者用便房1か所の施設が概ね半数 → 今後、政令改正に伴い、規模に応じて車椅子使用者用便房の複数設置が義務化される見込み
物理的な影響 【建築プラン比較よ り】	ロメーカーのモデルプランの比較より ➢ 折りたたんで収納することが前提のため、大規模な建築物に設ける車椅子使用者用便房 (内接円1,800㎜以上)の空間があれば、大人用介護ベッドを設置することは概ね可能

対応方針(案)

- ▶ 大人用介護ベッドの設置を要する規模の引き下げ及び大規模な建築物における複数設置の基準化 を検討
- ▶ 引き続き実態調査結果を精査し、対象規模等の具体的な水準を検討

2 使いやすい大人用介護ベッドを増やす(長さに係る基準の見直し)

□ 実態調査結果

(設置された大人用介護ベッドの長さに関する分析)

【設置されている大人用介護ベッドのサイズ(n=83)】

設置 施設数 (施設)	120cm タイプ	150cm タイプ	150cm タイプ 設置率 (%)
83	14	69	83.1%

□ 主なメーカーの大人用介護ベッド比較

	A:	社	B社			
商品画像		0				
ベッドの長さ	150cm	150cm	150cm	128.5cm		
サイズ <u>(収納時)</u> 幅×長さ×高さ(mm)	160×1500×990	640×300×1120	180×1500×978	738×240×1538		
サイズ <u>(使用時)</u> 幅×長さ×高さ(mm)	650×1500×500	640×1620×1120	696×1500×480	738×1285×583		
出荷実績	(府 合計約1 !	内) 50件/年	(関西地区) 約12件/年	(関西地区) 約12件/年		

1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

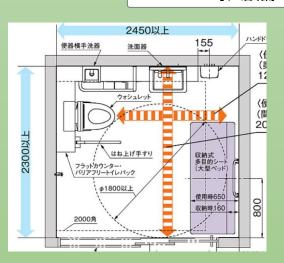
ロトイレプラン比較

メーカーのサイトで公表されているバリアフリートイレのモデルプランを比較

【比較条件】

■導入設備: 便器、手洗器、便器横手洗器

■内接円:180cm



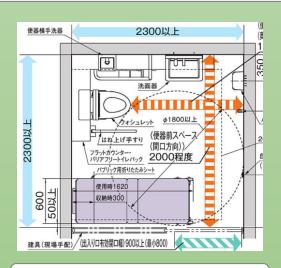


ベッドサイズ : 150cm

トイレ内寸法 : 2300×2450

ベッド寸法(収納時):

幅160×長1500×高990



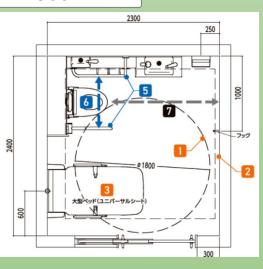
【A社②】

ベッドサイズ : 150cm

トイレ内寸法 : 2300×2300

ベッド寸法(収納時):

幅640×長300×高1120



【B社①】

ベッドサイズ : **128.5cm**

トイレ内寸法 : 2400×2300

ベッド寸法(収納時):

幅738×長240×高1538

2 使いやすい大人用介護ベッドを増やす(長さに係る基準の見直し)

検討の方向性

▶ 府内の大規模店舗等の大人用介護ベッドの普及度合や、便房内のスペースに与える物理的な影響を 精査し、条例に規定している基準の見直しを検討

大人用介護ベッド の長さの状況

- □長さの基準
- ▶ 国等において、150~180cmのベッドの設置が推奨されている
- □普及状況
 - ▶ メーカーの出荷実績及びアンケート調査の結果からも150cmのベッドの設置が一般化している
- □ 便房内のスペースに与える影響
- ▶ 折りたたんで収納することを前提としており、120cm、150cmいずれのベッドを設置したとしても、便房そのものの大きさに影響を与えることはないと考えられる

対応方針(案)

➤ ベッドの長さの条例基準を、現行の「120cm以上」から「150cm以上」に見直し

3 大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する(設置場所の情報発信を促進)

□ 現行の条例基準について

大人用	大人のおむつ交換をすることができる長さ
介護ベッド	1.2m以上のベッドを一以上設け、 <mark>その出入口</mark>
(条例)	<u>にその旨の表示を行うこと</u>
案内設備 (政令)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター その他 <u>昇降機、便所又は駐車施設の配置を表</u> <u>示した案内板</u> その他の設備を設けなければな らない。 (条例基準が適用される全ての建築物で適用される基準)



案内設備の例

出典:建築設計標準

□ 案内板への表示の追加に係る費用について(看板業者へのヒアリング結果)

- 看板の制作費は、<u>厚み・大きさ・材質などの材料費、印刷費用、デザイン費用によって変化</u>する
- 決まったデザインのピクトグラムを追記する程度であれば、製作費はほぼ変わらない。

3 大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する(設置場所の情報発信を促進)

検討の方向性

介護ベッドの設置場所について、利用者にとってわかりやすく伝わる情報発信の方策を検討。

大人用介護ベッド の表示

- □ 表示に関する現在の義務基準
- ▶ 大人用介護ベッドを設置した便房の出入口にその旨の表示を行うことを義務付け
- □ 案内板にベッドの表示を追加する場合の費用について(看板メーカーヒアリング)
- ▶ 看板の制作費は、厚み、大きさ、材質などの材料費やデザイン費用で決まる
- ▶ 決まったデザインのピクトグラムを追記する程度では、製作費はほぼ変わらない

対応方針(案)

- ▶ 大人用介護ベッドを設置した場合には、便房の出入口への表示に加え、<u>案内板等の案内設備への表</u> <u>示を行うことを義務化を検討</u>
- ▶ フロアマップやインターネット等で情報発信を行う望ましい手法について、条例ガイドラインへの追記 を検討

検討項目劇場等における車椅子使用者用客席

検討内容

検討の方向性

対応方針(案)

車椅子使用者用客席 の設置数

【ご意見】

設置数について、条例ガイドラインの数値を義務 化してほしい 【方向性-1】 車椅子使用者用客席数を着実に増やす

1 政令改正に併せて条例基準を整理

・国における政令改正※を踏まえた上で、大 阪府建築基準法施行条例及び福祉のまちづ くり条例の整理・統合を検討する

> 【方向性-2】 客席を自由に選択できる 環境づくりを促進する

2 誰もが

【ご意見】 客席からのサイトライン についても条例基準化 が必要ではないか

サイトラインの確保

2 誰もが楽しめる環境づくりの促進

・サイトラインの確保については、<u>審査の実</u> 行性等の観点により義務化には課題がある が、<u>設計の工夫や事業者側の配慮</u>で促進が 可能であることから、優良事例を収集して 横展開を図るなど、着実な普及啓発を図る

1 政令改正に併せて 条例基準(設置数に係る基準)を整理

現 <u>行</u> 建築基準法施行条例において、車椅子 使用者用客席の設置数の規定あり

対応案 政令改正に併せ、建築基準法施行条例 とバリアフリー法・福祉のまちづくり条 例の基準を整理

2 誰もが楽しめる環境づくりを促進

現 行 条例ガイドラインに望ましい基準として掲載(R5.5改訂版)

対応案 国の動向を注視しつつ、

- ①条例ガイドラインの充実化
- ・記載内容の点検、充実化
- ・優良事例を収集し、横展開等
- ②条例ガイドラインの普及啓発の徹底
- ・ガイドライン解説動画

※バリアフリー法の政令見直し(R6.6公布)

【基準】

	現行	改正				
車椅子使用者用 <u>客席</u>	義務基準なし	総数 400席以下 : 2席以上 400席 超 : 0.5%以上				

【政令の見直しスケジュール】

政令公布: R6.6.21政令施行: R7.6.1

- 1 車椅子使用者用客席数を着実に増やす(政令改正に併せて条例基準(設置数に係る基準)を整理)
- □ 大阪府建築基準法施行条例における現行基準

現行の条例基準

(建築基準法施行条例 第19条の2) ○次の数以上の車椅子使用者用客席を設置すること

客席総数が

100席以下 ⇒ 1席以上

101~400席⇒ 2席以上

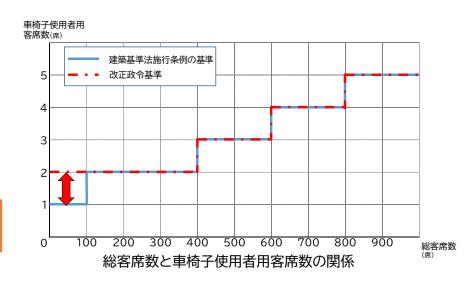
401席以上 ⇒ 2席+200席ごとに1を加えた席以上

ロ 改正される政令と上記条例との比較

【設置数に係る基準】

- ▶ 総客席数100席以下では、<u>建基法施行条例では1席、</u> 政令では2席必要
- ▶ 総客席数100以上では、xp令と条例の求める基準は同じ

現行の建築基準法施行条例に基づく基準と 政令基準案は概ね同程度の水準



□ 義務化される対象建築物の用途・規模

政令と府福祉のまちづくり条例における、対象用途及び規模の比較(数字は各用途の床面積の合計)

用途	政令(全国)	府福祉のまちづくり条例
劇場、観覧場、映画館、演芸場	2 000m²lN L	<u>500㎡以上</u>
集会場、公会堂	2,000㎡以上	<u>全て</u>

1 車椅子使用者用客席数を着実に増やす(政令改正に併せて条例基準(設置数に係る基準)を整理)

○政令基準への適合状況(国)

調査結果より、政令基準及び誘導基準への適合状況が示されている

【車椅子使用者用客席への適語状況】

車椅子使用者用客席 見直し案への適合状況

🥝 国土交通省

■義務基準【見直し案】への適合率(2012年以降に整備等された施設に関する調査結果※)

総席数	車椅子使用者用 客席の割合	スポーツ施設			映画館			劇場・音楽堂等		
		総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率
全体	_	148	116	78.4%	748	697	93.2%	113	95	84.1%
400以下	2席以上	23	21	91.3%	725	685	94.5%	30	30	100.0%
400超	0.5%以上	125	95	76.0%	23	12	52.2%	83	65	78.3%

■<u>誘導基準【見直し</u>案】への適合率 (2012年以降に整備等された施設に関する調査結果※)

⟨◇·□□=¥b	車椅子使用者用	スポーツ施設			映画館			劇場・音楽堂等		
総席数	客席の割合	総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率
全体	— <u>—</u>	148	45	30.4%	748	228	30.5%	113	27	23.9%
100以下	2席以上	() 0	_	210	188	89.5%	0	0	
100超200以下	2%以上	1	0	0.0%	329	27	8.2%	1	0	0.0%
200超2,000以下	1%+2席以上	98	31	31.6%	209	13	6.2%	105	26	24.8%
2,000超	0.75%+7席以上	49	14	28.6%	0	0	_	7	1	14.3%

:現行基準と比べて強化された箇所

1 車椅子使用者用客席数を着実に増やす(政令改正に併せて条例基準(設置数に係る基準)を整理)

検討の方向性

- ▶ 車椅子使用者用客席数の基準が政令に位置付けら、これに伴い、劇場等において、客席総数に応じて車椅子使用者用客席の設置が義務化される(令和7年度施行予定)
- ▶ 大阪府では、従来より「大阪府建築基準法施行条例」において、車椅子使用者用客席の設置を義務付けてきたことから、今般の政令改正を契機にバリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の整理・統合を検討する

劇場等における車 椅子使用者用客席

- ▶ 車椅子使用者用客席の設置数に関して、現行の建築基準法施行条例に基づく基準と政令 基準案は概ね同程度の水準。ただし、100席以下の小規模な施設については、従来(府基 準)よりレベルの高い基準となる。
- ▶ くわえて、車椅子使用者用客席の設置を求める規模として、<u>国より小規模な建築物も対象</u> <u>化することで、より幅広い規模の建築物において車椅子使用者用客席の整備を促進</u>する ことが可能。
- → 一方、国の調査結果では、<u>誘導基準(府ガイドライン基準)の適合率は30%程度</u>であり、<u>用</u>
 <u>途、規模によっては10%未満</u>となっていることから、即座に誘導基準レベルを義務化するのではなく、まずは全体の水準向上を推進することが重要。

対応方針(案)

- 建築基準法施行条例に規定する車椅子使用者用客席数に関する基準を削除し、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づく基準として一本化を図る
- 車椅子使用者用客席の設置数については、政令基準(総客席数の概ね0.5%以上)を基本としつつ、条例により、政令基準よりも小規模な建築物も対象化し、より幅広い建築物において整備を促進⇒引き続き府内の実態調査結果を整理・確認した上で基準を検討
- ▶ 条例ガイドライン基準に基づく整備が促進されるよう、普及啓発(優良事例の横展開等を含む)を図る

2 客席を自由に選択できる環境づくりを促進する(条例ガイドラインの充実化・周知啓発)

対応方針

- 近年整備された優良事例や改修事例(大阪・関西万博での整備事例を含む)などを収集し、条例ガイドラインの充実化を検討するとともに、設計者の工夫や事業者の理解醸成が重要であることから、条例ガイドラインのさらなる普及啓発を図る。
- 国においても、令和6年度以降に継続して検討を進めることとしているので、引き続き検討状況を注視する。

各施設の設置数に係る基準の見直し案に対する主な意見への対応方針

坐 国土交通省

- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」 や「(仮称)当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握(海外制度含む)、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討(義務付けの検討含む)等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

- <車椅子使用者用便房>
 - ・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。
- <車椅子使用者用駐車施設>
- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- 構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置)と分散配置を、 設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保(転落防止)の観点も必要ではないか。